

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>まで</p> <p>字葛貫字新田前一〇七八番一地先</p>	<p>日高市大字新堀字上野ヶ谷戸四九 四番一地先から入間郡毛呂山町大</p>	<p>一三三二二番二地先まで</p>	<p>日高市大字上鹿山字尾崎山六五五 番一地先から同市大字山根字後山</p>	<p>区 間</p>
<p>一五・二〇〇七・一〇</p>	<p>七・四〇〇二九・六四</p>	<p>(メートル)</p> <p>敷地の幅員</p>	<p>(メートル)</p>	<p>延 長</p>
<p>二〇一七・五〇</p>	<p>四七七一・〇〇</p>	<p>四七八九・〇〇</p>	<p>(メートル)</p>	<p>備 考</p>
<p>事</p> <p>社会資本整備総合交付金(改築)工</p>	<p>平成十一年十一月十九日付け埼玉 県告示第千四百八十四号、平成十五年 二月十四日付け埼玉県告示第二百五 十九号、平成二十三年八月二十六日付 け埼玉県飯能県土整備事務所長告示 第二十二号、平成二十五年八月二十日 付け埼玉県飯能県土整備事務所長告 示第九号、平成二十八年四月二十六日 付け埼玉県飯能県土整備事務所長告 示第二号及び平成三十年十一月九日 付け埼玉県飯能県土整備事務所長告 示第十号の道路予定区域の一部変更で ある。</p>	<p>平成十一年十一月十九日付け埼玉 県告示第千四百八十四号、平成十五年 二月十四日付け埼玉県告示第二百五 十九号、平成二十三年八月二十六日付 け埼玉県飯能県土整備事務所長告示 第二十二号、平成二十五年八月二十日 付け埼玉県飯能県土整備事務所長告 示第九号、平成二十八年四月二十六日 付け埼玉県飯能県土整備事務所長告 示第二号及び平成三十年十一月九日 付け埼玉県飯能県土整備事務所長告 示第十号の道路予定区域の一部変更で ある。</p>	<p>平成十一年十一月十九日付け埼玉 県告示第千四百八十四号、平成十五年 二月十四日付け埼玉県告示第二百五 十九号、平成二十三年八月二十六日付 け埼玉県飯能県土整備事務所長告示 第二十二号、平成二十五年八月二十日 付け埼玉県飯能県土整備事務所長告 示第九号、平成二十八年四月二十六日 付け埼玉県飯能県土整備事務所長告 示第二号及び平成三十年十一月九日 付け埼玉県飯能県土整備事務所長告 示第十号の道路予定区域の一部変更で ある。</p>	<p>平成十一年十一月十九日付け埼玉 県告示第千四百八十四号、平成十五年 二月十四日付け埼玉県告示第二百五 十九号、平成二十三年八月二十六日付 け埼玉県飯能県土整備事務所長告示 第二十二号、平成二十五年八月二十日 付け埼玉県飯能県土整備事務所長告 示第九号、平成二十八年四月二十六日 付け埼玉県飯能県土整備事務所長告 示第二号及び平成三十年十一月九日 付け埼玉県飯能県土整備事務所長告 示第十号の道路予定区域の一部変更で ある。</p>